

亀山市公告第32号

公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を行うので、次のとおり公告する。

令和6年6月10日

亀山市長 櫻井 義之

1 業務概要

(1) 業務名

亀山市中学校給食調理等業務委託

(2) 業務内容

亀山市中学校給食調理等業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和13年7月31日までとする。ただし、契約日から令和8年7月31日までは業務委託準備期間とし、令和8年8月1日から令和13年7月31日までの60月間を給食の提供期間とする。

2 参加資格要件

(1) 本業務の優先交渉権者選定のためのプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、プロポーザルに共同企業体で参加する場合は、次のアからウまでの要件にあっては参加する共同企業体の構成員のいずれかが、エからシまでの要件にあっては参加する共同企業体を構成する全ての構成員がこれらの要件を満たす者とする。

ア 亀山市の中学校給食向けに1日1,400食以上の主食及び副食の調理が可能であること（複数の調理施設における調理を可とする。）。

イ 精米の炊飯が可能であること。

ウ 厚生労働省が定める大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添）の適用を受ける施設で学校給食調理業務又はその他の調理業務を営んでいること。

エ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する飲食店営業許可を受けていること。

オ 提案書類等提出日前5年間に食品衛生法による行政処分を受けていないこと。

- カ 食品衛生監視票が85点以上であること（令和5年4月1日以後）
 - キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - ク 亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第2条第5項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
 - ケ 亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）による資格（指名）停止を受けている期間中の者でないこと。
 - コ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。ただし、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者を除く。
 - サ 本店又は支店の所在地において国税、市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - シ 事業の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) プロポーザルに参加する共同企業体は、2者又は3者による自主結成の方法により結成されたものであって、市との連絡を行う代表事業者1者を決定し、共同企業体協定書を締結していることとし、かつ、次に掲げる要件を満たしていなければならない。
- ア 構成員の出資比率は、次のとおりとすること（出資比率型でない共同企業体の場合は、分担業務の比率が次の（ア）及び（イ）に準じること。）。
 - (ア) 2者の場合 30パーセント以上
 - (イ) 3者の場合 20パーセント以上
 - イ 代表事業者の出資比率は、構成員中最大とすること（出資比率型でない共同企業体の場合は、分担業務比率が構成員中最大とすること。）。

ウ 構成員は、他の共同企業体の構成員以外で構成すること。また、当該構成員は、単独で本プロポーザルに参加していないこと。

- (3) 単体企業で参加資格を得た者が、その後代表事業者となり、提案書の提出期限までに前2号の参加資格要件を満たす共同企業体を結成した場合は、これを認めるものとする。

3 担当部署

亀山市教育委員会事務局教育総務課保健給食グループ

〒519-0195

三重県亀山市本丸町577番地

電話 0595-84-5073

ファクシミリ 0595-82-6161

電子メール ho-kyu@city.kameyama.mie.jp

4 亀山市中学校給食調理等業務委託公募型プロポーザル実施要領等の交付

(1) 交付期間

令和6年6月10日から同月21日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

3の担当部署とする。

(3) 交付方法

直接交付又は亀山市ホームページからのダウンロードによる。

(4) 交付書類

ア 亀山市中学校給食調理等業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「要領」という。）

イ 亀山市中学校給食調理等業務委託仕様書

ウ 亀山市中学校給食物資選定基準

エ 亀山市学校給食調理用献立表（参考）

オ 亀山市中学校給食調理等業務委託業者を選定するための評価基準

5 参加意向申出書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式1）

イ 要領「1.1 参加意向申出書提出時における提出書類」に定める提出書類

(2) 提出期間

令和6年6月10日から同月24日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出場所

3の担当部署とする。

(4) 提出方法

持参とする。

6 企画提案書等の提出

参加意向申出書を提出した者は、企画提案書その他要領に定める提案書類を提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和6年6月10日から同月28日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

3の担当部署とする。

(3) 提出方法

持参とする。

7 その他

(1) プロポーザルの応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) プロポーザルの企画提案に係る報酬は、支給しない。

(3) 提出された書類等は、企画提案者に返却しないものとする。

(4) 企画提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属するものとする。ただし、本市において受託候補者選定に伴う作業等の必要な範囲内において複製ができるものとする。

(5) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

(6) 選定の経過及び選定された受託候補者は、亀山市ホームページで公開することがある。

- (7) プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀山市情報公開条例（平成17年亀山市条例第19号）の規定により提出書類等を公開することがある。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、亀山市物品調達等に関する要綱（平成20年亀山市告示第157号）第11条の規定により、その例によることとされている亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱の規定による資格（指名）停止又は契約等の相手方となるものから当分の間排除する措置を行うことがある。
- (9) 参加者は、受託候補者選定後、プロポーザルに係る要領等の内容について、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。
- (10) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約内容等については提案内容を基本とするが、当該内容を確約するものではない。
- (11) 本業務の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (12) 参加意向申出書の提出後の参加辞退は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取扱いはしない。